

～ 制度調査部情報 ～

2006 年 12 月 28 日 全 1 頁

バーゼル 新 Q & A (ファンドの取扱い-速報-)

制度調査部
吉井 一洋

標準的手法の取扱いを明確化

【要約】

- 12 月 27 日に金融庁は、バーゼル の追加の Q&A を公表した。
- Q&A では、標準的手法におけるファンドの取り扱いを明らかにしている。

2006 年 12 月 27 日、金融庁は、バーゼル の追加の Q&A を公表した。

追加の Q&A では、標準的手法適用行におけるファンドの取扱いを明らかにしている。その概要は次の 1、2 のとおりである。

1. 標準的手法では、ファンドは、原則として、ファンド内の資産を把握し、個々の資産にリスク・ウエイトをかけて、リスク・アセット額を算出する。
2. ファンド内の資産の全部又は一部を把握することが困難な場合は、次のように取り扱う。
 - (1) ファンド内に下記の が含まれていないことが確認できる場合は、350%のリスク・ウエイトをファンド内の中身が不明な部分の額に乗じてリスク・アセットの額を算出することができる。
 - (2) ファンド内に下記の 及び が含まれていないことが確認できる場合は、150%のリスク・ウエイトをファンド内の中身が不明な部分の額に乗じてリスク・アセットの額を算出することができる。
 - (3) ファンド内に下記の ～ が含まれていないことが確認できる場合は、100%のリスク・ウエイトをファンド内の中身が不明な部分の額に乗じてリスク・アセットの額を算出することができる。

標準的手法において自己資本控除となる証券化エクスポージャー
標準的手法において、リスク・ウエイトが 350%となる証券化エクスポージャー
標準的手法において、リスク・ウエイトが 150%となる資産

詳細については、後日、レポート等を作成する。